

市内入所施設への入所の申込方法などが変わります!!

- ◆ 市内入所施設への入所申込みを行う場合には、**申込書の提出**が必要となります。
- ◆ 入所申込時には、**計画相談支援の利用**が原則となります。
相談支援専門員は、関係機関等と入所の必要性について検討を行うこととし、それら検討結果を踏まえて入所選考が行われます。
- ◆ 入所申込者の障害支援区分や世帯等の状況から **入所優先度区分** を定め、入所の必要性が高い方の中から入所選考が行われるように見直します。
- ◆ 市内施設の申込状況や選考結果などを **市ホームページで公表** します。

入所申込から入所者決定までの流れ（令和7年10月～）

計画相談事業所へ申込書の提出

- ① **【申込者 及び 計画相談等】 支援方針の話し合い（個別支援会議、サービス担当者会議）**
申込書を受理した計画相談事業所（相談支援専門員）は、申込者及び家族、その他関係機関を集め、入所の意向等について聞き取りの上、必要性等の検討を行います。
検討後、区役所へ入所申込書の控えとサービス等利用計画を提出します。
- ② **【区役所】 関係書類等の作成・提出（⇒健康福祉局）**
区役所は、①の検討結果を踏まえて関係書類を作成し、健康福祉局へ提出。
- ③ **【健康福祉局】 入所申込者リストの作成**
健康福祉局は、毎月末日までに区役所から提出された申込書等を集約し、入所申込者リストを作成します。
また、四半期に1回の頻度で、提出された関係書類をもとに、入所優先度区分を定める為の入所調整カンファレンスを開催します。

【入所施設】 空きが発生（入所者募集）

- ④ **【健康福祉局】 入所申込者リストの提供（⇒入所施設）**
健康福祉局は、入所施設へ当該施設希望の入所申込者リストを提供。
- ⑤ **【入所施設】 入所調整会議の開催 及び 入所者の決定**
入所施設は、入所申込者リストに掲載された入所優先度が高い方の中から、居室の状況等を踏まえて、入所候補者を選考します。
入所者の選考は、各施設で実施する入所調整会議を経て、決定されます。
※ 入所施設が、申込者の状況等を確認する為、必要に応じて、詳細について聞き取り等を行う場合があります。
- ⑥ **【計画相談】 サービス等利用計画(案)の作成**
計画相談事業所は、入所決定後に、施設入所支援のサービスを反映させたサービス等利用計画を作成し、区役所へ提出します。
- ⑦ **【申込者】 受給者証の受領、入所施設との契約等**
申込者は、区役所から入所決定の連絡を受け、受給者証の発行を受けた後、入所施設と契約等を行います。

入所施設への申込に係る「個別支援会議等」 実施に関するガイドライン

横浜市内の入所施設への申込みにあたり、計画相談事業所が行う個別支援会議やサービス担当者会議において、本人の意思確認を最大限の努力で行いながら、入所の必要性等を関係者間で検討することを **必須** とします。参加機関や検討の視点など基本的な考え方は、次のとおりです。

参加機関 (例)	本人、家族、後見人、区役所、基幹相談支援センター、二次相談支援機関、サービス提供事業所 など
検討項目	<ul style="list-style-type: none">● 支援方針● 在宅（現在の居所）での生活の可能性● グループホームでの生活の可能性 及び 将来的に地域で生活するための課題● 入所に当たって留意点 ※ 当該項目の検討結果を踏まえて、入所の選考が行われます。
検討の視点	<ul style="list-style-type: none">● 本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、関係者が集まり、判断の根拠を明確にしながらか、意思決定支援を進めます。 （ 意思決定支援会議 として位置づけ ）● 本人や家族、後見人等の意向を関係者間で、再確認します。 関係者間で意向が一致しない場合にも、共通認識の形成を図りながら、本人の意向を最優先に、意思決定を進めます。● 入所が「今すぐ」必要なのか、「将来的に」必要なのかを関係者間で検討し、適切なサービスや本人に合った施設の検討を行います。● 入所時から地域への移行を見据えることが出来るよう、入所中に必要な支援を明確化した上で、チームで支援できる体制づくりを行います。● 入所が困難だった場合の対応も、併せて検討します。 （ 緊急時予防・対応プランの作成、短期入所の定期的な利用、グループホームの体験利用 など ）
その他	随時、個別支援会議やサービス担当者会議の機会を通じて、入所の必要性の検討及び見直しを行うこととします。

【参考】 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインより（抜粋）

(2) 意思決定支援が必要な場面

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面と考えられる。